

○美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成20年3月21日

規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年美祢市条例第138号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 条例第7条第1項の美祢市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、会議の議事に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(市が処理する産業廃棄物)

第6条 条例第9条第5項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市の区域内において発生した産業廃棄物のうち、有毒性、危険性若しくは引火性のあるもの又は著しく悪臭を発生するものを除き、次に掲げるものとする。

(1) 紙くず(製本業又は印刷物加工業に係るものに限る。)

(2) 木くず(木製品の製造業に係るものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(多量の一般廃棄物排出事業者等)

第7条 条例第12条に規定する規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者等は、次に掲げるものとする。

- (1) 常時1日平均20キログラム以上の量の一般廃棄物を排出する事業者等
 - (2) 一時に100キログラム以上の量の一般廃棄物を排出する事業者等
- (規則で定める粗大ごみの種類)

第7条の2 条例別表第1に規定する粗大ごみのうち規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

区分	粗大ごみの種類
固形燃料化できるごみ	木製タンス、木製机及び木製ベッド 幅1m以上の木製本棚及びサイドボード 1辺の長さが1.5m以上の応接台、応接用椅子、テーブル及びこたつ その他1辺の長さが1.5m以上のもの
固形燃料化できないごみ	ステレオセット、スチール製机、金属製ベッド、オルガン及びスプリングマット 2連以上のスチール製ロッカー 卓上以外のミシン 1辺の長さが1.5m以上のトタン その他1辺の長さが1.5m以上のもの

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第17条第1項の手数料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 前項の手数料の徴収は、市長が収納委託者を定め、収納を委託することができる。

(手数料の減免申請)

第9条 条例第18条第1項の規定により一般廃棄物の処分に関し、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可申請)

第10条 条例第19条の規定による次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書 (別記様式第2号)
- (2) 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書 (別記様式第3号)
- (3) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書 (別記様式第4号)
- (4) 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第35条第1項の規定による許可又は許可の更新 浄

化槽清掃業許可・許可更新申請書（別記様式第5号）

（許可の基準）

第11条 前条の規定による申請に対して許可する場合は、次の各号に適合していなければならない。

- (1) 申請者が市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 申請者が自ら業務を実施すること。
- (3) 申請者（申請者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。）が法第7条第5項第4号又は浄化槽法第36条第2号の欠格条項に該当しない者であること。
- (4) 申請者が、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める基準を、浄化槽清掃業にあっては環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に定める基準を実施するために必要な人員、車両、設備、器材等を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有すること。
- (5) 申請者が、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあっては、産業廃棄物収集運搬業若しくは処分業の許可を有していること、又は許可申請中であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が付す許可条件を遵守することができると認められる者であること。

（許可期限）

第12条 法第7条第2項及び浄化槽法第35条第2項の規定による許可期限は、2年とする。

（許可証の交付）

第13条 条例第20条第1項の規定により交付する許可証は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証（別記様式第6号）
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証（別記様式第7号）
- (3) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証（別記様式第8号）

（許可申請事項の変更等の届出）

第14条 前条の許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、第10条の規定による申請事項に変更を生じたときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（別記様式第9号）又は浄化槽清掃業許可申請事項変更届（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 許可業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、一般廃棄物処理業休止・廃止届（別記様式第11号）又は浄化槽清掃業休止・廃止届（別記様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第15条 許可業者は、許可証を亡失、き損又は汚損したときは、一般廃棄物処理（収集運搬・処分）業許可証再交付申請書（別記様式第13号）又は浄化槽清掃業許可証再交付申請書（別記様式第14号）を速やかに市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、許可業者が次の各号に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 第11条に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

3 第1項の規定による許可の取消し又は業務の停止により許可業者又はその従業者に損害を生じて、市は、その責めを負わない。

(許可証の返還)

第17条 許可業者は、次の各号に該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可期限が到来したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業務を廃止したとき。

2 許可業者は、条例第21条の規定により処理業務の全部を休止するとき、又は前条第1項の規定により処理業務の全部の停止を命ぜられたときは、当該休止又は停止の期間中、許可証を市長に返還しなければならない。

(報告の徴収)

第18条 市長は、法第18条第1項の規定に基づき、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（別記様式第15号）、一般廃棄物（ごみ）処分業務実績報告書（別記様式第16号）又は一般廃棄物（し尿）収集運搬・浄化槽清掃業務実績報告書（別記様式第17号）により報告を求めるものとする。

2 市長は、許可業者に対し、前項の報告のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第18号のとおりとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成9年美祢市規則第1号）又は秋芳町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年秋芳町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年規則第195号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第28号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

一般廃棄物に関する手数料減免申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物に関する手数料を 減額 免除 くださるよう、美祿市廃棄物の
処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により申請します。

記

減額 免除 を受けた理由	
手数料の区分	
減額 免除 を受けた期間 又は排出年月日	

添付書類 減免の理由を示す書類

注 減免を受ける資格がなくなったときは、直ちにその旨、申し出ること。

別記様式第2号(第10条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けたいので、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により申請します。

記

氏 名	
住 所	
所 在 地	事 務 所
	駐 車 場
	洗 車 場
	作 業 所
一 般 廃 棄 物 の 種 類	
器 材 の 種 類 及 び 数 量	
従 業 員 数	人
収 集、運 搬、 処 分 の 区 分 及 び 方 法	区 分
	積 積、保 管 の 有 無
作 業 区 域 及 び 作 業 計 画	

注 法人の場合は、定款の写及び登記事項証明書を添付すること。

別記様式第3号(第10条関係)

一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物処分業の 許可 更新 を受けたいので、美祿市廃棄物の
処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により申請します。

記

氏 名	
住 所	
営業所の所在地	
一般廃棄物の種類	
器材の種類及び数量	
処理施設の設置場所及び 処 理 能 力	
従 業 員 数	人
処 分 の 方 法	

注 法人の場合は、定款の写及び登記事項証明書を添付すること。

別記様式第4号(第10条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物 収集運搬業 処分業 の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により申請します。

記

許可の年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
収集、運搬処分業の 区 分		
事業範囲変更内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 理 由		

別記様式第5号(第10条関係)

浄化槽清掃業許可・許可更新申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、浄化槽清掃業の 許可 許可の更新 を受けたいので、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

氏 名	
住 所	
営業所の所在地	
機能点検器具及びその数量	
収集運搬車及びその数量	
清掃器具及びその数量	
有資格者の氏名	
従 業 員 数	
作 業 区 域	

注 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書を添付すること。

別記様式第6号(第13条関係)

第 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け一般廃棄物収集運搬許可申請については、下記のとおり許可する。

年 月 日

美祿市長



記

許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
取扱廃棄物の種類	
事 業 区 域	
許 可 条 件	

注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。

2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。

一般廃棄物処分業許可証

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け一般廃棄物処分業許可申請については、下記のとおり許可する。

年 月 日

美祿市長



記

許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
取扱廃棄物の種類	
処理施設の設置場所 及び 処 理 能 力	
処 分 の 方 法	
許 可 条 件	

- 注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。
2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。

浄化槽清掃業許可証

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けの浄化槽清掃業許可申請については、下記のとおり許可する。

年 月 日

美祿市長



記

許 可 期 限	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 区 域	
許 可 条 件	

注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。

2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。

別記様式第9号(第14条関係)

一般廃棄物処理業許可申請事項変更届

年 月 日

美祿市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物処理業許可申請事項を変更したので、ご承認くださるよう、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第1項の規定により届け出ます。

記

氏 名			
住 所			
許 可 番 号			
許 可 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
			年 月 日

別記様式第10号(第14条関係)

浄化槽清掃業許可申請事項変更届

年 月 日

美祿市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、浄化槽清掃業許可申請事項を変更したので、ご承認くださるよう、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第1項の規定により届け出ます。

記

氏 名			
住 所			
許 可 番 号			
許 可 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
			年 月 日

別記様式第11号(第14条関係)

一般廃棄物処理業休止・廃止届

年 月 日

美祿市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、一般廃棄物処理業を休止(廃止)しますから、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第2項により届け出ます。

記

氏 名	
住 所	
営業所の所在地	
休止(廃止)の理由	
廃止の年月日 休止の場合はその期間を明示すること。	

別記様式第12号(第14条関係)

浄化槽清掃業休止・廃止届

年 月 日

美祿市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、浄化槽清掃業を休止(廃止)しますから、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条第2項により届け出ます。

記

氏 名	
住 所	
営業所の所在地	
休止(廃止)の理由	
廃止の年月日 休止の場合はその期間を明示すること。	

別記様式第13号(第15条関係)

一般廃棄物処理(収集運搬・処分)業許可証再交付申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理(収集運搬・処分)業許可証を(亡失・き損・汚損)したので、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第15条の規定により申請します。

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
亡失等の区分	亡失 ・ き損 ・ 汚損
亡失等の年月日	年 月 日
亡失等をした場所	
亡失等をした理由	

別記様式第14号(第15条関係)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

美祿市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽清掃業許可証を(亡失・き損・汚損)したので、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第15条の規定により申請します。

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
亡失等の区分	亡失 ・ き損 ・ 汚損
亡失等の年月日	年 月 日
亡失等をした場所	
亡失等をした理由	

別記様式第 15 号(第 18 条関係)

一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務実績報告書

年 月 日

美祿市長 様

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日から 年 月 日までの一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務実績
を美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、報告します。

委託者					運搬先	
排出者の氏名 又は事業所名	所在地	月日	廃棄物の 種類	収集 運搬量		
				t	t	t
計				t	t	t

別記様式第 16 号(第 18 条関係)

一般廃棄物(ごみ)処分業務実績報告書

年 月 日

美祿市長 様

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日から 年 月 日までの一般廃棄物(ごみ)処分業務実績を美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、報告します。

委託者					運搬者		処分について	
排出者の氏名又は事業所名	所在地	月日	廃棄物の種類	処分量	運搬者の氏名又は事業者名	所在地	処分の方法	処分後の廃棄物の処分先及び量
				t				t
計				t				t

別記様式第17号(第18条関係)

一般廃棄物(し尿)収集運搬・浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

美祿市長 様

住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日から 年 月 日までの 一般廃棄物(し尿)収集運搬 業務
浄 化 槽 清 掃 業 務
実績を美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、報告します。

一般廃棄物(し尿)収集運搬

し尿収集世帯数 (内法人等の世帯数)	収集運搬量 (内法人等の収集運搬量)
(世帯 世帯)	(キロリットル キロリットル)

浄化槽清掃

単独浄化槽			合併浄化槽		
人槽	基数	浄化槽汚泥量	人槽	基数	浄化槽汚泥量
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
人槽	基	キロリットル	人槽	基	キロリットル
計		キロリットル	計		キロリットル

添付書類 し尿・汚泥収集報告書(し尿・汚泥の処理日報の写し)を添付のこと。

別記様式第18号(第19条関係)

(表)

5.5 センチメートル	第 号
	身分証明書
	<p>美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">美祿市長 印</p>
9.0センチメートル	

(裏)

<p>この証明書を携帯をする者は、美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(美祿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第24条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
